

卒業まで大切に
活用してください

近畿大学奨学生のとびき

 **近畿大学**

このたびきには、近畿大学奨学生に必要な事項が記載されていますので必ず熟読のうえ内容を理解してください。また、本書は長期にわたって使用しますので、紛失しないよう保管に注意してください。万一紛失したときは、直ちに再交付を願い出てください。

(個人情報の取扱いについて)

願・届出で取得した情報は奨学金管理および返還業務に利用されます。この目的の適正な範囲内において、提供された情報が、業務委託先に必要に応じて提供されます。

も く じ

在学時の諸注意	1
奨学金貸与条件	1～2
1. 奨学金の貸与	
2. 奨学金の採用手続	
異 動	3～4
願・届の様式	5～10
奨学金の返還	11
近畿大学奨学金返還年賦額表	12
近畿大学奨学金規程・近畿大学奨学金規程施行細則	13～21
願・届出等の記録	23
奨学金に関するお問い合わせおよび願・届出先	裏面

在学時の諸注意

この奨学金は、本学に在学する学生のうち、経済的理由により修学が困難な学生に対し、学資の一部を貸与して学業を継続させることを目的としています。

あなたは、多くの希望者のなかから選ばれて本学の奨学生となりました。今後は健康に留意し、奨学生にふさわしい生活態度で、あらゆる困難に屈することなく学業に励んでください。

奨学金貸与条件

1. 奨学金の貸与

- (1) 奨学金申込冊子の配付手続き期間は、毎年3月下旬から4月上旬（予定）です。

期間を過ぎるとお渡しできませんので、次年度以降も奨学金を希望する場合は、注意してください。

- (2) 奨学生の募集は毎年4月上旬（予定）に行います。
- (3) 奨学金は単年度（採用年度）限りで、全学生（大学院・学部・短期大学）60万円、薬学部（医療薬学科）生80万円を貸与します。
（次年度以降も希望するときは、毎年申しなければなりません）
- (4) 奨学金は1年1回奨学生本人の口座に振り込まれます。

※通帳と印鑑等の保管管理に気をつけてください。万一、紛失した場合は、直ちに銀行に届けて他人が引き出せないようにしてください。

- (5) 必要に応じて申込冊子の配付期間・募集時期や金額を変更することがあります。

2. 奨学金の採用手続

- (1) 奨学生として採用が内定したときは、所定の『奨学金借用証書』を提出しなければなりません。

なお、奨学金を借用するには2名の連帯保証人が必要で、それぞれ※印鑑登録証明書を添付しなければなりません。

また、これらの書類等を提出しないときは、採用内定が取消されます。なお奨学金の貸与を辞退される場合は、「採用内定に伴う諸手続き書類」を受理後、大至急「辞退届」を提出して下さい。採用書類の受付・辞退の書類取扱期限は、各キャンパスで異なりますのでご注意ください。

※印鑑登録証明書：各市町村が発行（3カ月以内）の原本を提出のこと。

- ① 連帯保証人（保護者）は、本人と連帯して貸与された奨学金の弁済の責を負い、父母または父母に代わる保護者でなければなりません。
- ② 連帯保証人（保護者以外の方）は、本人と連帯して貸与された奨学金の弁済の責を負い、原則として次の（ア）～（エ）の条件を全て満たす人でなければなりません。
- （ア）4親等以内の親族（父母を除く兄弟姉妹・おじ・おば・いとこ等）
 - （イ）本人および連帯保証人（保護者）と別生計
 - （ウ）20歳以上かつ65歳未満
 - （エ）保証能力のある人（無収入の人は不可）

異 動

在学中、奨学生本人または連帯保証人に、次に該当する事項が生じたときは、速やかに異動の願または届を提出してください。これを怠ると奨学生としての資格を失うことがあります（P.4 表1参照）。

- (1) 奨学生または連帯保証人に**氏名**の変更があったとき。
- (2) 奨学生または連帯保証人に住所の変更があったとき。
- (3) 連帯保証人を**変更**したいとき。
- (4) **退学**または**死亡**したとき。
- (5) **転学部**または**転学科**したとき。

－願・届と奨学生番号－

- (1) 願・届等の手続きは、その都度あなたが所属する各キャンパスの奨学金担当窓口まで用紙を請求し添付書類とともに提出してください。
 - ・ 東大阪（院・法・経済・経営・理工・建築・薬・文芸・総合社会・国際・情報・短大）の奨学生 → 学生部奨学金担当
 - ・ 奈良キャンパス（院・農）の奨学生 → 学生支援課
 - ・ 大阪狭山キャンパス（院・医）の奨学生 → 学務課
 - ・ 和歌山キャンパス（院・生物理工）の奨学生 → 教務・学生担当奨学金係
 - ・ 広島キャンパス（院・工）の奨学生 → 学生担当奨学金係
 - ・ 福岡キャンパス（院・産業理工）の奨学生 → 学生支援課
- (2) 願・届用紙は、近畿大学webサイトからもダウンロードできます。

<https://www.kindai.ac.jp/> → 学生生活・就職 → 学費・奨学金等 → 近畿大学独自の奨学金 → 返還について

- (3) 願・届等のときは、忘れずに“**奨学生番号**”を正確に記入してください。奨学生番号が無記入または誤記入の場合は、願・届等の処理が遅れることもありますのでご注意ください。
- (4) 願・届等奨学金関係の諸手続きのときは、必ず“**奨学生採用通知**”を持参してください。

(表1)

提出の事由		添付書類	提出(申請)先
転学部・転学科	転学部・転学科をしたとき ＜様式1＞	なし	自分の在籍する学部キャンパスの奨学金担当窓口
休学	休学をしたとき ＜様式1＞		
退学	退学をしたとき ＜様式1＞		
除籍	除籍となったとき ＜様式1＞		
死亡	本人が死亡したとき ＜様式1＞	診断書等その事由 がわかる公の証明	
改姓・改名	本人が改姓・改名をしたとき ＜様式6＞	なし	
住所変更	本人が住所を変更したとき ＜様式6＞	なし	
連帯保証人の改姓・改名・住所変更	連帯保証人が改姓・改名したとき 連帯保証人が住所を変更したとき ＜様式6＞	なし	
連帯保証人の変更	連帯保証人を変更するとき ＜様式7＞	※印鑑登録証明書	
奨学生採用通知・奨学生のおてびき再交付願	紛失・汚損したとき ＜様式9＞	なし	
＜お願い＞同姓同名で間違えることがあるので、願・届書等には奨学生番号を正確に記入してください。			

※印鑑登録証明書：各市町村が発行（3カ月以内）の原本を提出のこと。

願 ・ 届 の 様 式

近 畿 大 学 奨 学 金 異 動 願

近畿大学奨学生委員会委員長 殿

年 月 日

下記の異動が生じたので、よろしくお願いします。

区 分	研究科・学部	専攻・学科	学年	氏 名	印																				
院 (修・前・後・医・法科) 大学・短大	研究科 学 部	専攻 学科																							
				学 籍 番 号																					
				<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																					

↑ どちらかを○印でかこんでください。

奨学生番号	—
-------	---

学籍番号：左詰めで、ハイフン (-) を入れて (1マスとして) 記入してください。

異動内容	
1. 退 学	}
2. 除 籍	
3. 死 亡	
4. 休 学	
5. 転学部 (転学科)	

退学・除籍・原級 死亡・休学の日付	20 年 月 日 (学籍上の日付)
----------------------	-------------------

従前の学部	従前の学科	学年	学 籍 番 号																				
院・大学 短大			<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																				

記入されている個人情報については、近畿大学奨学金業務のためのみ利用するものであって、その他の目的に使用することは一切ありません。

大学 記入 欄	受 付 印
---------------	-------

近畿大学奨学金 改氏名・転居届

届出日 年 月 日

学校法人近畿大学 理事長 殿

下記の事項を変更しましたので、お届けします。

奨学生番号	氏名	印	生年月日
—		印	年 月 日

【改氏名】 変更がある人についてのみ記入してください。

改名(改姓を除く)の場合は、その事実のわかる証明書(新旧氏名のわかる公的証明)を添付して提出してください。

	新		旧
本人	フリガナ	印	フリガナ
連帯保証人 (保護者)	フリガナ	印	フリガナ
連帯保証人 (保護者以外)	フリガナ	印	フリガナ

【転居】 変更がある人についてのみ記入してください。

	新住所
本人氏名	〒 TEL :
連帯保証人(保護者)氏名	〒 TEL :
連帯保証人(保護者以外)氏名	〒 TEL :

※記入された個人情報については、近畿大学奨学金業務のためにのみ利用されます。
この利用目的の適正な範囲において、あなたの情報が学校・金融機関および業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

大学受付印	
データ	

<様式7>

近畿大学奨学金 連帯保証人変更届

届出日 年 月 日

学校法人近畿大学 理事長 殿

過去にお借りした近畿大学貸与奨学金について、次のとおり連帯保証人を変更したいので届け出ます。

借用人記入欄				
奨学生番号	学籍番号	学年	氏名	印

旧連帯保証人（自署・捺印）		
氏名		実印
住所	〒 TEL	

新連帯保証人（自署・捺印）			
氏名	ふりがな	借用人からみた続柄	実印
生年月日	年 月 日（西暦で記入）		
住所	〒 TEL		
変更理由			
私は、上記旧連帯保証人が負担する債務（裏面記載）と、同一の内容の債務を負担することに同意し、「近畿大学奨学金規程」「近畿大学奨学金規程施行細則」に従って、連帯保証人として返済することを誓約します。			

新連帯保証人の「印鑑登録証明書」を添付してください。

記入された個人情報については、近畿大学奨学金業務のためにのみ利用されます。この利用目的の適正な範囲において、あなたの情報が学校・金融機関および業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

また、学校法人近畿大学からの連帯保証人変更の通知または承諾の意思表示は、本書の控えを交付する方法によります。

大学受付印

大学受付印

貸与決定日	貸与金額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合計	円

未返済金額 _____ 円

〈様式9〉

※1. 奨学生採用通知 2. 奨学生のでびき再交付願

※該当のものに○印をつけてください。

◎年は西暦下二桁を記入してください。

近畿大学奨学生委員会委員長 殿										年	月	日
奨学生番号	※区分	学部	学科・科	学年	学籍番号						ふりがな	
—	院 学 短 部 大	(研究科)	(専攻)									氏名
()										()方		
現住所												
TEL() -												
下記の事由により再交付をお願いします。 (事由)												

大学記入欄	受付	交付	係印	備考								
	年 月 日	年 月 日										

記入されている個人情報については、近畿大学奨学金業務のためにのみ利用するものであって、その他の目的に使用することは一切ありません。

奨学金の返還

(1) 返還開始の時期と返還年賦額

在学中に貸与した奨学金の内訳、〔卒業（修了）年の12月より開始される〕返還予定表および「返還のてびき」を最高学年の2月中旬に配付します。

(2) 返還期日

返還は、離籍（卒業・修了・退学・除籍）した翌年度の12月30日が第1回目の返還期日となります。2回目以降は毎年12月30日が返還期日となります。返還期日の案内は毎年12月上旬にお知らせします。

※口座振替は返還期日が12月27日になります。

(3) 返還年賦額

貸与総額に応じて（表2）の返還年賦額となり、この返還年賦額で完了するまで返還することになります。

貸与総額が240万円を超える場合は、貸与総額を20年で割った額が、返還年賦額となります。

(4) 返還金の滞納

約束の返還期日を過ぎると、滞納した割賦元金に対して、**年5%の割合で計算した額の延滞利息**を徴収します。

また、返還期日での支払いを2度怠る場合などには、大学からの通知催告がなくとも当然に期限の利益を喪失し、直ちに残額を一括して支払わなければならないので注意してください。

(別表)

近畿大学奨学金返還年賦額表

返 還 総 額	返還期間	返還年賦額	
100,000円	2年	50,000円	
200,000円	4年		
300,000円	5年	60,000円	
400,000円		80,000円	
500,000円		100,000円	
600,000円	6年		
700,000円	7年		
800,000円	8年		
900,000円	9年		
1,000,000円	10年		
1,100,000円	11年		
1,200,000円	12年		
1,300,000円	13年		
1,400,000円	14年		
1,500,000円	15年		
1,600,000円	16年		
1,700,000円	17年		
1,800,000円	18年		
1,900,000円	19年		
2,000,000円	20年	100,000円	
2,100,000円			105,000円
2,200,000円			110,000円
2,300,000円			115,000円
2,400,000円			120,000円

※240万円を超える場合は、貸与総額を20(年)で割った額

近畿大学奨学金は、必ず本人及び連帯保証人が以下の「近畿大学奨学金規程」「近畿大学奨学金規程施行細則」を確認および同意したうえで申込みをしてください。

○近畿大学奨学金規程

(目的)

第1条 奨学金は、本学に在学する学生のうち、健康にして人物・学業ともに優秀でありながら、経済的理由により修学が困難な者に対して学資（授業料等）の一部を給付又は貸与（以下「給・貸与」という。）し、学業を継続させることを目的とする。

(奨学生及び奨学金)

第2条 この規程により給付を受ける学生を給付奨学生、貸与を受ける学生を貸与奨学生といい、各々給・貸与される学資を給付奨学金・貸与奨学金という。

2 奨学金の種類は次の通りとする。

(1) 給付奨学金

- ① 近畿大学給付奨学金
- ② 近畿大学入学前予約型給付奨学金

(2) 貸与奨学金

- ① 近畿大学奨学金
- ② 近畿大学応急奨学金
- ③ 近畿大学災害特別奨学金

(委員会)

第3条 奨学生の選考並びに奨学金に関する諸事項を審議するため、奨学生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の者をもって構成し、学生部長が委員長となる。

学生部長・各学部学生部長補佐・事務部関係部課長・その他委員長が必要と認める者

3 委員会に幹事を置き、学生部課長をあてる。

4 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

(所管)

第4条 奨学金に関する事務は、学生部が行う。

(奨学金の給・貸与金額)

第5条 奨学金は、給付奨学金は年額30万円、貸与奨学金は年額60万円(法科大学院、薬学部「医療薬」は80万円)とし、その給・貸与の期間は、原則として1カ年(当該年度限り)とする。翌年度以降も給・貸与を希望する者は改めて願出なければならない。

2 奨学金を受けることができる年数は正規修業年限内とする。

3 貸与奨学金は無利子とする。

(応急・災害特別奨学金)

第6条 家計支持者の死亡や不時の災害等により家計が急変した者に対して、特別に奨学金を貸与することができる。

2 貸与額は年額60万円とするが、委員会において必要と認めた場合は、この限りでない。

(応急・災害特別奨学金の分割貸与)

第6条の2 感染症のまん延を予防するための非常事態宣言の発出その他緊急かつ大規模な社会的変化が生じた場合において、委員会が必要と認めるときは、前条第一項に基づく奨学金につき、10万円を単位として同条第2項に基づく貸与額に満つるまで、分割して貸与することができる。

(臨時応急奨学金)

第6条の3 感染症のまん延を予防するための非常事態宣言の発出その他緊急かつ大規模な社会的変化が生じた場合において、委員会が必要と認めるときは、理事長の承認を得て、臨時の奨学金を貸与することができる。

2 前項に基づき貸与する奨学金の額は、年額20万円を基礎とし、当該社会的変化に対応するため緊急に必要な費用を勘案のうえ定めるものとする。

(誓約書及び借用証書)

第7条 給付奨学生として採用された者は所定の誓約書を、また貸与奨学生として採用された者は奨学金借用証書を、それぞれ提出しなければならない。

2 前項の借用証書は、本人及び連帯保証人2名それぞれが署名押印し、連帯保証人2名については各々印鑑登録証明書を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、前条に基づく奨学金の貸与を受ける者については、借用証書に付す連帯保証人は1名で足るものとする。

(異動)

第8条 貸与奨学生、貸与奨学生であった者又はそれらの連帯保証人(以下「貸与奨学生等」という。)は、次の各号の一に該当する事項が生じたときは、直ちに届出なければならない。

(1) 貸与奨学生等の氏名、住所、勤務先その他重要な事項の変更があったとき。

(2) 連帯保証人を変更する必要があるとき。

(3) 貸与奨学生が転学部、転学科若しくは編入学し、又は大学院(含専門職)等に進学したとき。

(4) 貸与奨学生が休学又は退学したとき。

(5) 貸与奨学生等が死亡したとき。

(取消)

第9条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の給・貸与を取消す。

(1) 停学又は退学の処分を受けたとき。

- (2) 申込書類に虚偽の記載を行い給・貸与を受けたとき。
- (3) 素行が奨学生としてふさわしくないとき。
- (4) 休学又は退学したとき。

(返還)

第10条 奨学金は、次の各号に従って返還しなければならない。

- (1) 貸与奨学金は、近畿大学奨学金規程施行細則に定める方法に従って返還しなければならない。
- (2) 前条第1号、第2号及び第3号により奨学金の給・貸与を取消されたときは、遅滞なく奨学金の全額を返還しなければならない。
- (3) 在学中の返還は、一括返還のみ（分割返還不可）とする。

(返還猶予)

第11条 貸与奨学生が次の各号の一に該当するときは、願出によって奨学金の返還を猶予することがある。

- (1) 災害又は疾病によって返還が困難となったとき。
- (2) 本学又は他大学の大学院（含専門職）などに在学するとき。
- (3) その他止むを得ない事由が生じたとき。

2 貸与奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その事由を明記した奨学金返還猶予願を提出しなければならない。

(延滞金)

第12条 前条に基づき返還猶予が認められる場合を除き、奨学生又は奨学生であった者が奨学金の返還を怠ったときは、延滞利息を徴収する。

(返還金の減免)

第13条 貸与奨学生が死亡又は身体障害などのため、その奨学金の未返済額の全部又は一部について返還が不能又は著しく困難となったときは、願出により、その全部又は一部の返還を減免することがある。

2 貸与奨学金の返還減免を受けようとするときは、次の各号の書類を添付し奨学金返還減免願を提出しなければならない。

(1) 死亡によるときは死亡診断書又は戸籍抄本、身体障害などによるときはその事実又はその程度を証する医師の診断書。

(2) 返還不能の理由書。

3 前項による返還減免願は、返還不能の事由が発生したときから1年以内に提出しなければならない。

4 第2項の規定に基づき奨学金返還減免願の提出があったときは、審査決定し、その結果を奨学金返還減免願提出者に通知する。

(細則)

第14条 この規程の施行について必要な事項は、細則に定める。

附 則

この規程は、昭和30年10月1日から施行する。

附 則（昭和53年9月1日）

この規程の改正は、昭和53年9月1日から施行する。

附 則（平成13年12月1日）

この規程の改正は、平成13年12月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

この規程の改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

この規程の改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日）

この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この規程の改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月1日）

この規程の改正は、令和2年5月1日から施行する。

○近畿大学奨学金規程施行細則

第1章 総則

(募集)

第1条 在学生に対する給付奨学金の募集は、毎年6月から7月に行い、貸与奨学金の募集は毎年4月に行う。

2 新入生に対する入学前予約型給付奨学金の募集は、入学前年度の11月から3月までに行う。

3 前各項の規定にかかわらず、臨時・緊急の奨学金（近畿大学奨学金規程第6条の2又は第6条の3に基づく奨学金をいい、以下この細則において同じ。）については、その必要性に応じて随時募集する。

(提出書類)

第2条 奨学金の給・貸与を受けようとする者は、次の各号の書類を提出しなければならない。

(1) 所定の奨学金申込書

(2) 家庭（家計支持者）の経済状況を証明するもの

① 市区町村発行の当該年度所得証明書

② 給与所得者は①及び事業所発行の当該年給与所得の源泉徴収票

③ 上記②以外の所得者は、①及び当該年の確定申告書等(控)の写し

(3) 学業成績を証明するもの(入学前予約型給付奨学金の場合は不要)

① 一年生は、出身高校の成績証明書

② 二年生以上は、本学の成績証明書

③ 大学院学生（含専門職）は、出身大学の成績証明書及び大学院（含専門職）の成績証明書

(4) 災害や緊急の場合は、その事由を明らかにできる公的な証明書

(5) その他必要と指示された書類

2 前項の規定にかかわらず、臨時・緊急の奨学金の給・貸与を受けようとする者については、同項第2号ないし第4号に定める書類の全部又

は一部につき、提出を要さないものとするができる。

(奨学生の選考)

第3条 給付奨学生の選考は、家庭の経済事情、学業成績及び人物を重点的に審査し、健康・その他の事情を勘案し決定する。貸与奨学生の選考は、家庭の経済事情を重点的に審査し、学業成績・人物・健康・その他の事情を勘案し決定する。

2 臨時・緊急の奨学金に関する選考においては、機を逸することがないよう、迅速に審査するものとする。

(採用通知)

第4条 奨学生の採用を決定したときは、本人及び連帯保証人に通知する。

(給・貸与方法)

第5条 原則として、給付奨学金は、毎年9月に給付を行い、貸与奨学金は、毎年7月に貸与を行う。

2 給付奨学生は、奨学金受領後、所定の受領証を提出しなければならない。ただし、振込により給付を受ける場合は、この限りでない。

3 臨時・緊急の奨学金は、選定後すみやかにその給・貸与を行う。

第2章 貸与奨学金

(連帯保証人)

第6条 貸与奨学金を受ける者は、次に掲げる連帯保証人を付さなければならない。

(1) 保護者(父母又はこれに代わる者)1名

(2) 本人及び前号に掲げる者と生計を別にし、弁済能力のある者1名

2 連帯保証人を変更すべき事由が生じたときは、変更の理由を記載した連帯保証人変更届を提出し、前項の要件を満たす新たな連帯保証人へと速やかに変更しなければならない。

3 複数の貸与奨学金を受ける者は、その全てにおいて同一の連帯保証人を付さなければならない。なお、既に貸与を受けている奨学金と異なる連帯保証人を付して貸与奨学金を受けるときは、その申請に合わせて、既に貸与を受けている奨学金につき、前項に従い連帯保証人の変更を行わなければならない。

4 前各項に基づく連帯保証人の選任・変更においては、その適格を審査したうえで、これを認めない場合がある。

5 臨時・緊急の貸与奨学金を受ける者については、第1項第2号に定める連帯保証人を付すことを要しないものとする。

(返還方法)

第7条 貸与奨学金の返還は、別表に定める貸与総額に応じた年賦額を支払う方法による。

2 返還期限は、卒業（修了）又は退学の年度の翌年12月末日を第1回目とし、以降毎年12月末日を返還期限とする。

3 第1項の規定にかかわらず、臨時・緊急の貸与奨学金に係る返還は、10年間の年賦によることができる。

(返還通知)

第8条 返還については、返還開始以前に返還予定表とその方法について本人に通知するものとする。

(期限の利益喪失等)

第9条 貸与奨学生に、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、大学からの通知催告がなくとも、当然に期限の利益を喪失し、直ちに残額及び延滞利息を一括して支払うものとする。

- ① 返還期日での返還を2度怠ったとき
- ② 近畿大学奨学金規程第8条第1号の規定に違反したとき
- ③ 近畿大学奨学金規程第9条第1号ないし第3号の規程に基づき、貸与を取り消されたとき

④ 破産又は民事再生の申立てがあったとき

- 2 返還金が返還期日に支払われない場合には、本人及び連帯保証人に対し、返還の督促を行うものとする。督促にかかる費用は、本人及び連帯保証人の負担とする。
- 3 延滞利息は、年5%とする。
- 4 返還期日に遅れて支払われた返還金は、督促費用、割賦金の返還期日の到来順の延滞利息、元金の順に充当するものとする。

(管轄裁判所)

第10条 近畿大学奨学金に関する訴訟は、近畿大学の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所と定める。

附 則

この細則は、昭和30年10月1日から施行する。

附 則 (昭和52年4月1日)

この細則の改正は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年12月1日)

この細則の改正は、平成13年12月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日)

この細則の改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日)

この細則の改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日)

この細則の改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日)

この細則の改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年5月1日)

この細則の改正は、令和2年5月1日から施行する。

願・届出等の記録

年	月	日	願・届出の内容

近畿大学

奨学金に関するお問い合わせおよび願・届出先

(あなたが在籍している学部キャンパスへ)

東大阪キャンパス ☎577-8502
(法・経済・経営・理工・建築・薬・文芸・総合社会・国際・情報・短大) 東大阪市小若江3-4-1
学生部奨学金担当 電話 (06) 4307-3064
Fax (06) 6721-6371

奈良キャンパス ☎631-8505
(農学部) 奈良市中町3327-204
学生支援課 電話 (0742) 43-1849
Fax (0742) 43-1155

大阪狭山キャンパス ☎589-8511
(医学部) 大阪狭山市大野東377-2
学務課奨学金係 電話 (072) 366-0221
Fax (072) 366-2106

和歌山キャンパス ☎649-6493
(生物理工学部) 紀の川市西三谷930
教務・学生担当奨学金係 電話 (0736) 77-3888
Fax (0736) 77-7011

広島キャンパス ☎739-2116
(工学部) 東広島市高屋うめの辺1番
学生担当奨学金係 電話 (082) 434-7007
Fax (082) 434-7011

福岡キャンパス ☎820-8555
(産業理工学部) 飯塚市柏の森11-6
学生支援課奨学金担当 電話 (0948) 22-5655
Fax (0948) 23-0536

近畿大学ホームページ <https://www.kindai.ac.jp>